

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項に基づき、法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業のうち、手繰第三種漁業（とりがいけた網漁業）について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、船舶の総トン数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間を次のように定める。

令和 8 年 3 月 9 日

京都府知事

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件
手繰第三種漁業 (とりがいけた網漁業)	30 隻	5 トン以下	京共第 8 号	5 月 15 日から 8 月 15 日まで	操業に関して 京都府漁業協 同組合の同意 を得ている者	免許漁業の 妨害をして はならない。
			京共第 11 号	7 月 1 日から		
			京共第 11・12 号	10 月 31 日まで		
			京共第 12 号			

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 3 月 9 日から令和 8 年 4 月 8 日まで

3 許可の有効期間 5 年

【京共第 8 号】

令和 8 年 5 月 15 日から令和 13 年 5 月 14 日まで

【京共第 11 号、第 11・12 号及び第 12 号】

令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日まで